

大腸がん検診事業評価のためのチェックリスト評価基準(市町村用)

◆1 評価基準

国立研究開発法人国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト」		
内容	項目	番号
1. 検診対象者	(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか	1
	(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	2
	(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	3
2. 受診者の情報管理	(1) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか	4
	(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	5
3. 受診者への説明、及び要精検者への説明	(1) 受診勧奨時(もしくは検診申込み者に対する便潜血検査キット配布時)に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか	6
	(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しているか	7
4. 受診率の集計	(1) 受診率を集計しているか	8
	(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	9
	(1-b) 受診率を検診機関別に集計しているか	10
	(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	11
5. 要精検率の集計	(1) 要精検率を集計しているか	12
	(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	13
	(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか	14
	(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	15
6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨	(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など地域保健・健康増進事業報告に必要な情報)を把握しているか	16
	(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか	17
	(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しているか	18
	(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか	19
	(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	20
	(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか	21
7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計	(1) 精検受診率を集計しているか	22
	(1-a) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	23
	(1-b) 精検受診率を検診機関別に集計しているか	24
	(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	25
	(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義に従って区別し、集計しているか	26
	(2) がん発見率を集計しているか	27
	(2-a) がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	28
	(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか	29
	(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	30
	(3) 早期がん割合(原発性のがん数に対する早期がん数)を集計しているか	31
	(3-a) 早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	32
	(3-b) 早期がん割合を検診機関別に集計しているか	33
	(3-c) 早期がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	34
	(3-d) 早期がんのうち、粘膜内がん数を区別して集計しているか	35
(4) 陽性反応適中度を集計しているか	36	
(4-a) 陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	37	
(4-b) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか	38	
(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	39	

8.	地域保健・健康増進事業報告	(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告(地域保健・健康増進事業報告)を行っているか	40
		(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めているか	41
		(2-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか	42
		(3) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めているか	43
		(3-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めている	44
9.	検診機関(医療機関)の質の担保	(1) 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか	45
		(1-a) 仕様書の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか	46
		(1-b) 検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書の内容が遵守されたことを確認しているか	47
		(2) 検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしているか	48
		(2-a) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか	49
		(2-b) 検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか	50
		(2-c) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしているか	51

◆2 評価方法

事業評価のためのチェックリスト(市町村用)51項目中、基準を満たしている度合いで次の分類とする。
 なお、回答が×であった項目を満たしていない項目数として算定し、評価する。

- A. チェックリストをすべて満たしている
- B. チェックリストを一部満たしていない(1～7項目満たしていない)
- C. チェックリストを相当程度満たしていない(8～14項目満たしていない)
- D. チェックリストを大きく逸脱している(15～21項目満たしていない)
- E. チェックリストをさらに大きく逸脱している(22～28項目満たしていない)
- F. チェックリストをきわめて大きく逸脱している(29項目以上満たしていない)
- Z. 調査に対して回答がない